

## 仕様書

### 1 役務名

地方税ポータルシステムASPサービス提供業務（2）

### 2 役務の概要

本役務は、札幌市が地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）と連携し、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）回線を利用して、札幌市に設置する各クライアント操作端末（以下「端末」という。）と受託者が運営するインターネットデータサービスセンター内に設置されたサーバ（以下「受託者サーバ」という。）を接続して、LGWAN-ASP方式によるコンピュータサービスにより、地方税の電子申告に関する処理（以下、「電子申告」という。）、及び、個人住民税に係る公的年金からの特別徴収データの送受信等に関する処理（以下、「年金特徴」という。）、所得税に係る確定申告データの送受信等に関する処理（以下「国税連携」という。）、地方税共通納税システムに係る処理（以下、「共通納税」という。）を行うための必要な機能を提供するものである。

なお、提供するサービスは、以下の総務省告示に基づく技術基準並びに安全基準と同様のセキュリティ対策を実施していること。

#### (1) 技術基準

ア 平成31年総務省告示第百五十一号

#### (2) 安全基準

ア 平成31年総務省告示第百四十六号

イ 平成31年総務省告示第百五十二号

ウ 平成31年総務省告示第百五十三号

エ 平成31年総務省告示第百四十九号

### 3 対象サービス

#### (1) 地方税電子申告支援サービス

ア 電子申告サービス

イ 年金特徴サービス

ウ 国税連携サービス

エ 共通納税サービス

#### (2) 地方税電子申告データ連携サービス

ア 電子申告サービス

イ 年金特徴サービス

ウ 国税連携サービス

### 4 履行期間

契約を締結した日から、令和9年8月31日まで

ただし、令和9年8月におけるASPサービスの提供は、地方税共同機構が定める導

入スケジュールにおける、認定委託先事業者変更時のサービス開始日の前日までとする。  
また、ASPサービス提供業務は、令和5年8月21日から開始するものとする。

## 5 システムの基本要件

- (1) 機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき、認定委託先事業者として登録された事業者が提供するサービスであること。
- (2) 機構が公開している審査システム仕様書、国税連携システムに係る仕様書及びその関連仕様書を満たしていること。
- (3) LGWAN 回線を利用して、本市に設置する審査クライアント及び国税連携クライアント及び連携用クライアントと、受託業者のデータセンターに設置する審査サーバ及び国税連携受信サーバ及び連携用サーバを接続することができること。
- (4) 審査システム及び国税連携システムのサービス提供時間帯は、土、日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除いた日の午前8時30分から午後9時までであること。なお、eLTAXの繁忙期において、ポータルセンターの休日運用や、国税庁からのデータ送信時間の延長等が実施される場合は、これに対応したサービス提供時間とすること。
- (5) 審査システム及び国税連携システムのバックアップデータは、受託業者のデータセンター及びデータセンター以外の場所に2重保存すること。

## 6 役務の内容

### (1) ASPサービス導入業務

札幌市がeLTAXサービスのLGWAN-ASP方式によるコンピュータサービスを導入するにあたり必要となる以下の作業を実施すること。

#### ア 作業実施計画書の作成

受託者は札幌市と協議を行った上で、ASPサービスの利用開始に至るまでの作業スケジュール並びに作業項目及び内容からなる作業実施計画書を作成し、提出すること。

#### イ 受託者サーバの設定作業

札幌市に対してLGWAN-ASP方式によるコンピュータサービスを実施するために必要となる受託者サーバの設定を行うこと。

#### ウ 必要に応じた作業

上記のほか、(2)に掲げるサービスを提供するために必要となる作業を実施すること。本契約により、本市が認定委託先事業者を変更することになる場合には、機構の示すリプレイス手順に従い環境整備、総合運転試験、データ移行、本市税務基幹系システムとの連携テスト等を行うこと。

### (2) ASPサービス提供業務

ア 機構が公開している審査システム仕様書、国税連携システムに係る仕様書及びその関連仕様書を満たし、以下の機能を有すること。

#### (ア) 電子申告サービス

- a 電子申告データの検索・照会・印刷・審査機能

- b 申請・届出データの検索・照会・印刷・審査機能
  - c 団体間回送データの検索・照会・印刷・管理機能
  - d e-Tax 法人税データの照会
  - e 利用届出データの検索・照会・審査機能
  - f プレ申告データの送信機能
  - g 特別徴収税額通知データの送信機能
  - h 団体間回送データの送信機能
  - i 電子申告データの連携ファイル出力機能
  - j 申請・届出データの連携ファイル出力機能
  - k 団体間回送データの連携ファイル出力機能
  - l 利用届出データの連携ファイル出力機能
  - m 別表 16 提出法人リスト出力機能
  - n 法人名簿・申告決議データ出力機能
  - o その他申請書添付ファイル出力機能
  - p データ削除機能
- (イ) 年金特徴サービス
- a 配信データの出力機能
  - b 集信データの送信機能
- (ウ) 国税連携サービス
- a 確定申告書データの検索・照会・印刷・出力・削除機能
  - b 団体間回送データの送信機能
  - c 法定調書データの検索・照会・印刷・出力・削除機能
  - d 扶養是正情報データの送信機能
  - e 特別徴収義務者情報データの検索・照会・印刷・出力・削除機能
  - f 住民登録外課税通知データの送信機能
- (エ) 共通納税サービス
- a 納付情報管理データの検索・出力機能
  - b 納付情報データの検索・出力機能

イ 札幌市税務基幹系システムに取り込む連携データについて、審査サーバ及び国税連携サーバから札幌市の庁内データ連携用サーバまで自動で連携を行う機能を提供すること。また、札幌市税務基幹系システムから出力し審査サーバに取り込む連携データについては、庁内のデータ連携用サーバから自動で取得し、審査サーバに連携を行う機能を提供すること。

自動連携を行うのは原則として本市の業務日とし、土日祝日及び本市が必要に応じて指定する日においては自動連携を行わないこと。

<連携対象データ>

対象サービス	連携対象データ <sup>※1</sup>
電子申告サービス	法人市民税申告データ
	固定資産税（償却資産）申告データ

	個人住民税申告データ※2
	利用届出データ※3
	プレ申告データ
年金特徴サービス	公的年金等支払報告書データ
	団体回付（配信）データ
	団体回付（集信）データ
国税連携サービス	所得税確定申告書データ
	法定調書データ
	扶養是正情報データ
	特別徴収義務者情報データ

※1 連携対象データについて、連携時のファイル名は本市の指定する名称に設定すること。

※2 第17号様式別表及び第17号の2様式別表については、CSVファイルを連携させること。

※3 利用届出データについては、本市の指定する利用税目分全てを単体のファイルにまとめて連携させること。

(ア) 連携データについて、受託業者のデータセンターに設置する連携用サーバに10年間保存すること。なお、データの保存については、職員の手を介さずに、自動的に実施されること。

(イ) 連携用サーバに保存した連携データについて、メンテナンス時間を除く24時間365日、WEBブラウザ上で照会及び印刷を行える機能をLGWAN-ASP方式で提供すること。なお、電子申告及び国税連携データは申告書様式での照会及び印刷、年金特徴データについては、一覧形式での照会及び印刷ができること。

(ウ) 国税連携の確定申告書データのうち、K S K分第二表等の数値データ化されていない帳票について、自動的に数値データ化しエラーチェックを行う機能や、数値データ化した後のデータの担当者振分け、確認、および修正を行う機能をLGWAN-ASP方式で提供すること。

(エ) 上記(ウ)のエラーチェックの結果情報は、数値化した連携データに付加して提供できること。

(オ) 連携データについて、年別や月別、日別ごとの件数を集計し、各種グラフ表示や一覧の表示及びCSV出力が可能な統計機能を有すること。特に、給与支払報告書の連携データについては、個人別明細書データの件数についても集計が可能なこと。

(カ) 上記の要件を実現するために提供するASPサービスは、地方公共団体情報システム機構のLGWAN-ASPサービスリスト（アプリケーション及びコンテンツサービス）に受託業者のサービスとして登録されていること。

ウ 本業務で利用する端末及びプリンタの設置場所及び台数は次のとおりである。

設置場所	審査クライアント端末	審査プリンタ	国税連携クライアント端末	国税連携プリンタ
税政部	2	1	1	1
中央市税事務所	18	9	2	1
北部市税事務所	2	1	3	1

東部市税事務所			2	1
南部市税事務所			3	1
西部市税事務所			2	1
税政部（保守用）	1			
合計	23	11	13	6

※予備の端末機を2台、プリンタを2台用意しているため、本市が必要とする際に代替機として設置・運用が可能な状態とすること。本市が端末等を増設した場合も同様とする。

エ 端末の操作可能時間は少なくとも以下の要件を満たすこと。ただし、機構の eLTAX 運用時間が変更された場合はそれに準じた運用時間とする。

なお、保守作業等により停止を行う場合は、緊急の場合を除き、停止日の14日前までに書面にて札幌市に通知を行い、承認を得ること。

< 国税連携システム >

曜日	運用時間	通常期（5～12月）	繁忙期（1～4月）
			【参考】
月～金曜日		8時30分から21時00分まで	8時30分から21時00分まで（※1）
土曜日		—	8時30分から24時00分まで（※2）
日曜日		—	0時00分から24時00分まで（※2）

※1：国税庁からのデータ送信時間が24時00分までとなる期間は8時30分から24時00分まで

※2：国税庁から土曜日及び日曜日のデータ送信が行われる期間のみ

< 審査システム >

区分	システム運用時間
月～金曜日	8時30分から21時00分まで
土～日曜日※	8時30分から21時00分まで

※繁忙期（1月15日から3月15日）のみ

オ 国税庁から受託者サーバに送信された確定申告書データを、札幌市税務基幹系システムが自動で受信できる連携機能を提供すること。受託者サーバで受信したデータは、受信日の翌開庁日の8時30分までに札幌市が受信できる状態にすること。

カ 上記オで、受託者サーバから札幌市税務基幹系システムに送信する確定申告書データのうち、XMLデータ化されていないKSK分第二表等についても住民税の計算に用いるために数値化が必要である。受託者は機構が公開しているXMLデータのレイアウト（「所得税申告書等のデータ連携に係るインターフェース仕様書」）の項目と札幌市が指定する項目について、TIFF画像データをOCR処理によりXMLデータに変換し、いずれの項目（以下に記載）とも数値で補完して送信すること。

なお、上記記載のXMLデータへの変換処理については、操作者の手を介さずに自動的に実行されるものであること。

また、札幌市では税務基幹系システムに取込後に数値データの整合性確認を行うため、受託者は数値化したデータについて札幌市が指定するチェック（以下に記載）を実施し、当該チェック結果の情報をXMLデータに付加した上で送信すること。

<XMLデータを必要とする項目>

※制度改正や札幌市税務基幹システムのシステム改修の内容によっては、項目に多少の変更が生じる場合あり

○機構が公開しているレイアウトのうち、KSK申告書第二表分について数値の補充が必要な項目 所得の内訳\_所得の種類、所得の内訳\_収入金額、所得の内訳\_源泉徴収税額、事業専従者に関する事項\_個人番号、事業専従者に関する事項\_氏名の有無、事業専従者に関する事項\_生年月日、事業専従者に関する事項\_給与(控除)額、総合課税の譲渡所得\_一時所得に関する事項\_収入金額、総合課税の譲渡所得\_一時所得に関する事項\_必要経費等、総合課税の譲渡所得\_一時所得に関する事項\_差引金額、特例適用条文の有無、雑損控除\_損害金額、雑損控除\_保険金などで補填される金額、雑損控除\_差引損失額のうち災害関連支出の金額、寄附金控除に関する事項\_寄附金、社会保険料控除\_支払保険料等の計、社会保険料控除\_うち年末調整等以外、小規模企業共済等掛金控除\_支払保険料等の計、小規模企業共済等掛金控除\_うち年末調整等以外、生命保険料控除\_支払保険料等の計、生命保険料控除\_うち年末調整等以外、地震保険料控除\_支払保険料等の計、地震保険料控除\_うち年末調整等以外、本人に関する事項\_寡婦、ひとり親、本人に関する事項\_勤労学生・障害者、配偶者\_個人番号、配偶者\_氏名の有無、配偶者\_国外居住区分、配偶者\_国外居住年末調整、配偶者\_障害者区分、配偶者\_特別障害者区分、配偶者\_生年月日、配偶者\_同一生計配偶者区分、配偶者\_別居区分、配偶者\_所得金額調整控除該当、親族\_個人番号、親族\_氏名の有無、親族\_国外居住区分、親族\_国外居住年末調整、親族\_障害者区分、親族\_特別障害者区分、親族\_生年月日、親族\_同一生計親族区分、親族\_別居区分、親族\_所得金額調整控除該当、給与・年金以外の住民税の徴収方法、非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要、寄附金税額控除\_都道府県市区町村分・住所地の共同募金会日赤支部分、寄附金税額控除\_条例指定分\_都道府県・市区町村、前年中の開(廃)業\_開始・廃止の区分、前年中の開(廃)業\_開始・廃止の月日、前年中の開(廃)業\_他都道府県の事務所等区分、所得税で控除対象配偶者などとした専従者\_給与、退職所得のある配偶者・親族

<チェックを必要とする項目>

OCR処理における読取ができなかった項目(この場合はエラーの項目について情報が必要)、読取が不正と思われる項目(値が1・11・7であるなど)、一表と二表とが整合しない項目

キ 受託者の審査サーバ及び国税連携サーバから本市のデータ連携用サーバに下表(ア)～(エ)の連携データを送信完了直後、ファイル種別ごとにそれぞれデータファイルと同じ格納先に、連携完了を知らせるための「END ファイル(テキスト形式の空ファイル)」を送信すること。なお、連携データの送信が発生しない日においても、END ファイルは日次で送信すること。

連携データ	END ファイル名	データ形式
(ア) 利用届出・税申告税目ファイル	KTXELI0100. end	空ファイル
(イ) 申告ファイル	KTXJMI0100. end	空ファイル
(ウ) 団体回付データファイル (月次分)	KTXJMI0102M. end	空ファイル
(年次分)	KTXJMI0102Y. end	空ファイル
(エ) 国税連携 (申告書) データファイル	{西暦日付8桁}. txt	空ファイル

ク 国税庁から受託者サーバに送信されたデータは、受託者が運営するインターネットデータサービスセンターで7年間以上保存し、端末により照会、印刷及びダウンロードできる機能を提供すること。

なお、上記保存処理については、操作者の手を介さずに自動的に実行されるものであること。

また、契約の終了または保存期間満了に伴いデータを消去する場合は、本市の指示によりこれを行うこと。

ケ 運用開始前に、札幌市と協議を行い、以下の内容を盛り込んだASPサービス運用計画書を作成して、札幌市に提出すること。

(ア) 運用管理体制（業務責任者、主任担当者及び作業従事者の名簿を含む）、問い合わせ窓口及び緊急時の連絡先

(イ) 年間及び月間運用スケジュール

コ 以下に定める運用支援を行うこと。

(ア) 機構の指示により端末のバージョンアップ等の作業が必要となった場合は、札幌市に事前に通知した上で、端末設置場所に技術者を派遣し、当該作業を実施する。

また、端末を新たに導入した場合に、端末として利用するために必要なセットアップ作業を行う。

(イ) 機構からの連絡事項など地方税ポータルシステム運用に必要な情報を札幌市に適宜提供するとともに、必要に応じて札幌市に助言を行う。

(ウ) 本市のネットワーク環境に変更が生じた場合に、関係する機器類（AD サーバ、IC カード認証サーバ、バックアップサーバ、ウイルス対策ソフトパターン配信サーバ、eLTAX サーバとのデータ連携サーバ、Proxy サーバ、リモート管理用保守端末、Firewall、端末、端末専用プリンタ）の設定変更を行う。

(エ) 運用保守として、本市の eLTAX 関係機器類、端末、端末専用プリンタの障害発生時には、原因が eLTAX や ASP サービスによるものか機器類によるものか調査し、障害解消の支援を行うこと。

(オ) 必要と認められる期間ごとにバックアップテープの交換を行うとともに、バックアップが正常になされているか確認すること。

(カ) 札幌市からの問い合わせを受け付け、書面、メール又は口頭にて回答する。なお、問い合わせ窓口は、札幌市開庁日の 8 時 45 分から 17 時 15 分において受付を行うこと。

(キ) システム障害が発生した場合に、札幌市からの連絡又は受託者の異常検知に基づき、速やかに当該障害解消の対応を行う。

なお、札幌市からの連絡受付時間については上記(カ)と同等とするが、緊急を要する場合は、受付時間外でも連絡が取れる体制を確保し、夜間休日を含めて対応すること。障害発生時や緊急対応に係る経費は別途発生しないものとする。

サ 本契約の終了後、本市が eLTAX の認定委託先事業者の変更を行う場合には、データ移行等について、受託者は機構が策定した方法に従い、受託者の責任と負担において確実にデータ移行等作業を実施すること。

## 7 情報セキュリティに関する事項

(1) 受託者は、地方税ポータルシステムに係る事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有し、技術基準に定められたセキュリティ対策を実施すること。

(2) 受託者は、定期的に機構の監査を受けるものであり、当該監査に適合するサービスを提供すること。また、監査の結果を札幌市に報告すること。

(3) 機構による監査の結果、地方税ポータルシステムに係る事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有せず、又は、技術基準に適合したセキュリティ対策が実施されていないと認められた場合、札幌市は受託者に対して、相当の期間を定め、当該監査に適合するための必要な措置を求めることができる。

(4) 前項の期間が経過した場合において、不適合が認められるとき、札幌市は自己の債務の履行を提供せず、本契約を将来に向かって解除することができる。

この場合に、受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、札幌市に対してその損害の賠償を求めることができない。

(5) 機構が、受託者に対し、監査の実施やネットワークセキュリティ確保等を行う目的のため、本業務に関する札幌市との契約書等の閲覧を求めた場合は、これに応じること。

(6) 受託者は、契約締結後に札幌市と協議を行い、情報セキュリティ対策一覧の作成を行うこと。

(7) 受託者は、受託者サーバに保管されているデータを、受託者サーバが設置されている電子計算機室から持ち出ししてはならない。

(8) 受託者は、セキュリティ保全の対策状況を、札幌市へ定期的に報告すること。

(9) 受託者は、システム利用者の操作記録（ログ）を7年間以上保存し、札幌市の指示により提供すること。

## 8 業務実施状況の報告

本役務履行期間中の業務実施状況について、業務月報及び特定個人情報等取扱状況報告書を作成し、毎月報告するものとする。

## 9 成果品

以下の成果品を書面及び電子データにより札幌市へ提出すること。

(1) A S P サービス導入業務作業実施計画書

- (2) A S Pサービス運用計画書
- (3) 業務月報、特定個人情報等取扱状況報告書

10 納品場所及び検査場所  
札幌市財政局税政部税制課

11 その他

- (1) 機構仕様書の新設または改訂により、この仕様書の内容を本市及び受託業者協議のうえ変更することがある。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上で、対処方法を決定する。